# 平成25年5月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成25年5月8日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成25年5月8日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員 伊藤和子 2番議員 小澤哲夫 3番議員 吉筋惠治 中根幸男 4番議員 6番議員 5番議員 鈴木托治 西田 彰 7番議員 太田康雄 8番議員 進 亀 澤 10番議員 9番議員 山本俊康 榊原淑友 11番議員 片 岡 健 12番議員 小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 村 松 藤 雄 副町長 鈴木寿一 教育長 井上啓次郎 建設参事 鈴木雅則 総務課長 杉山眞人 防 災 監 高木達雄 企画財政課長 村 松 弘 税 務 課 長 松浦愼一郎

| 住民生活課長 | 村松也寸志   | 保健福祉課長 | 瀧下和俊    |
|--------|---------|--------|---------|
| 産業課長   | 増田多喜男   | 建設課長   | 鈴 木 可 浩 |
| 上下水道課長 | 岡 野 豊   | 学校教育課長 | 大 場 満 明 |
| 社会教育課長 | 大 原 直 幸 | 病院事務局長 | 一木進     |
| 会計管理者  | 髙 木 利 夫 |        |         |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 9

議会事務局長 浦 上 治 男 議 会 書 記 鈴 木 芳 明

10 会議に付した事件

|        | 議長の選挙                  |
|--------|------------------------|
|        | 副議長の選挙                 |
| 議案第36号 | 森町監査委員の選任              |
| 議案第37号 | 専決処分の報告承認を求めることについて    |
| 議案第38号 | 平成25年度森町一般会計補正予算(第1号)  |
|        | 常任委員の選任                |
|        | 議会運営委員の選任              |
|        | 中遠広域事務組合議会議員の選挙        |
|        | 東遠学園組合議会議員の選挙          |
|        | 養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の選挙 |
|        | 袋井市森町広域行政組合議会議員の選挙     |
|        | 太田川原野谷川治水水防組合議会議員の選挙   |
|        | 中東遠看護専門学校組合議会議員の選挙     |

# <議事の経過>

事務局長

(浦上治男君)事務局長の浦上治男です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、 出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっ

ております。年長の小沢一男議員をご紹介申し上げます。

# 臨時議長

( 小沢一男 君 ) ただいま紹介されました小沢一男でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行いま す。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成25年5月森町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

( 議場を閉める )

## 臨時議長

( 小沢一男 君 ) ただ今の出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に伊藤和 子君、小澤哲夫君、吉筋惠治君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

( 投票用紙の配布 )

## 臨時議長

( 小 沢 一 男 君 ) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

( な し )

## 臨時議長

( 小沢一男 君 )「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

## 臨時議長

( 小 沢 一 男 君 ) 「異状なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

# 事務局長

(浦上治男君)ただ今から点呼しますので、順番に投票願います。

(点呼)

( 投 票 )

臨時議長

( 小沢一男 君 ) 投票漏れは、ありませんか。

( な し )

臨時議長

( 小沢一男 君 )「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

伊藤和子君、小澤哲夫君、及び吉筋惠治君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

臨時議長

( 小 沢 一 男 君 ) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、榊原淑友君、11票、西田彰君、1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、榊原淑友君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

( 議場を開く)

臨時議長

( 小沢一男 君 ) ただ今、議長に当選された榊原淑友君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

10番、榊原淑友君、発言があれば、発言を許します。

10番、榊原淑友君。

議長

( 榊原淑友 君 )一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私が、議員の皆様方のご推挙をいただき、森町議長の要職に就任させていただくことになりました。身に余る光栄に存じるしだいであります。もとより浅学菲才の私ではありますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、榊原淑友、そのご厚情に報いるために、全力で取り組んで参ります。議員の皆様のご指導・ご

協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、新東名の開通以来、大きな変化の時期を迎えている森町でありますが、多様化する町民のニーズに応えるべく、執行機関と議会が一体となって、森町の発展と、住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟であります。議員お一人お一人のご支援・ご協力を重ねてお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

## 臨時議長

( 小 沢 一 男 君 ) 議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は、全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

## 議長

( 榊原淑友 君 )しばらく休憩します。

( 午前9時48分 ~ 午前10時06分 休憩 )

## 議長

( 榊原淑友 君 )休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加を致します。

追加議事日程は、お手元に配布のとおりと致します。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、森町議会会議規則第4条第1項の規定によって、ただ今 着席のとおり指定します。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

1番、伊藤和子君及び2番、小澤哲夫君を指名します。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数 )

## 議長

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第4、「副議長の選挙」を行います。

|   |   | 選挙は、投票で行います。                   |
|---|---|--------------------------------|
|   |   | 議場の出入口を閉めます。                   |
|   |   | ( 議場を閉める )                     |
| 議 | 長 | ( 榊原淑友 君 )ただ今の出席議員数は、12人です。    |
|   |   | 次に、立会人を指名します。                  |
|   |   | 森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中根幸 |
|   |   | 男君、鈴木托治君、西田彰君を指名します。           |
|   |   | 投票用紙を配ります。                     |
|   |   | 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。        |
|   |   | ( 投票用紙の配布 )投票用紙の配布漏れは、ありませんか。  |
|   |   | (なし)                           |
| 議 | 長 | ( 榊原淑友 君 )「配布漏れなし」と認めます。       |
|   |   | 投票箱を点検します。                     |
|   |   | ( 投票箱の点検 )                     |
| 議 | 長 | ( 榊原淑友 君 )「異状なし」と認めます。         |
|   |   | ただ今から投票を行います。                  |
|   |   | 事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。 |
|   |   | ただ今から点呼しますので、順番に投票願います。        |
|   |   | ( 点 呼 )                        |
|   |   | ( 投 票 )                        |
| 議 | 長 | ( 榊原淑友 君 )投票漏れは、ありませんか。        |
|   |   | (なし)                           |
| 議 | 長 | ( 榊原淑友 君 )「投票漏れなし」と認めます。       |
|   |   | 投票を終わります。                      |
|   |   | 開票を行います。                       |
|   |   | 中根幸男君、鈴木托治君、及び西田彰君、開票の立会いをお願い  |
|   |   | します。                           |
|   |   | (開票)                           |
| 議 | 長 | ( 榊原淑友 君 )選挙の結果を報告します。         |
|   |   | 投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票です。      |

有効投票のうち、片岡健君5票、太田康雄君5票、西田彰君1票、 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票であり、片岡健君と太田康雄君の 得票数は、いずれもこれを超えています。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

片岡健君及び太田康雄君が議場におられますので、くじを引いて いただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によって、くじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、抽選棒で行います。

**亀澤進君及び山本俊康君、くじの立ち会いをお願いします。** 

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

片岡健君、太田康雄君、くじを引いてください。

( くじを引く )

議 長

( 榊原淑友 君 )くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず、初めに太田康雄君、次に片岡健君。

以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決めるくじを行います。

太田康雄君、片岡健君、くじを引いて下さい。

( くじを引く )

議長

( 榊原淑友 君 )くじの結果を報告します。

くじの結果、片岡健君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

議長 (榊原淑友君)ただ今、副議長に当選されました片岡健君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

11番、片岡健君、発言があれば、発言を許します。

11番、片岡健君。

副議長

( 片岡 健 君 ) ただ今、再抽選ということで、思わぬ結果になりました。私も、一応立候補いたした以上ですね、今後2年間、議長を補佐して、議会活動、議会運営に一生懸命努力する所存でございます。どうか議員の皆様方、また職員の皆様方にも、是非ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

議 長 ( 榊原淑友 君 )日程第5、議案第36号「森町監査委員の選 任」を議題とします。

本案については、亀澤進君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、同君の退場を求めます。

( 退 場 )

議長 (榊原淑友君)職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村 松 藤 雄 君 ) ただ今上程をされました、議案第36号「森 町監査委員の選任」について、提案理由の説明を申し上げます。

町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定に基づき、森町監査委員条例で2人と定められております。

また、選任につきましては、同法196条第1項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を有する者1人及び議員の内から1人を議会の同意を得て選任することになっております。

今回の提案は、任期満了による議員の改選にあたり、議員の内から選任するものとして、亀澤進氏を選任致したく、議会の同意をお願いするものであります。

亀澤進氏は議員として各種委員会の委員も務められ、町の行政にも精通し、監査委員として適任者であると存じますので、議会の同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由と致します。

議 長 ( 榊原淑友 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 )「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長|( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

これから議案第36号「森町監査委員の選任」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第36号「森町監査委員の選任」は、同意することに決定しました。

**亀澤進君の入場を許します。** 

(入場)

議 長 ( 榊原淑友 君 ) ただ今、森町監査委員に同意された亀澤進 君が議場におられますので、同意の告知を致します。

日程第6、議案第37号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 ) ただいま上程されました議案第37号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、森町税条例の一部を改正する条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、平成25年度税制改正により、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年3月30日付けで公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関係する条例の一部改正を早急に行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月30日付けを以て専決処分を行ったものでございます。

税制改正の要旨でございますが、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点、及び社会保障・税一体改革を着実に実施するために地方税制の改正を行うものでございます。

初めに、森町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、主な改正点を申し上げます。

まず第1点目は、個人住民税における住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額の住民税からの控除を4年間延長するとともに、平成26年4月以降の新規居住者に対する控除限度額を引き上げるものであります。

第2点目は、国税に係る延滞金及び還付加算金の見直しに合わせて、延滞金と還付加算金の利率を引き下げるものであり、これにより平成26年1月から、延滞金の現行の年利率14.6パーセントが9.3パーセントに、還付加算金の現行の年利率4.3パーセントが2パー

セントになる予定でございます。

第3点目は、電気事業者が行う再生可能エネルギーによる発電設備に係る固定資産税を、3年間3分の2に減免する規定を新設するものでございます。

そのほか引用条文の変更及び引用条文による項ずれを修正するも のでございます。

次に、森町都市計画税条例について申し上げます。

本条例の改正につきましては、森町税条例の中の固定資産税に関する条項の改正と同じく、再生可能エネルギー施設に係る課税の特例の新設及び項ずれの修正などでございます。

最後に、森町国民健康保険税条例について申し上げます。

本条例の改正につきましては、1点目は、応益割の軽減措置に係る基準額の算定等における特定同一世帯所属者に係る特例措置について、現行5年間に限っているものを恒久的な措置とするものでございます。

2点目は、後期高齢者医療制度への移行により、国保被保険者が一人となった世帯に対する世帯別平等割額を5年間2分の1を軽減する措置に加え、6年目から8年目までの3年間、4分の1を軽減する措置を追加するものでございます。

以上、改正内容につきまして説明を申し上げましたけども、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長

( 榊原淑友 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄君)森町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例についてでありますが、特定継続世帯が新たに加えられたとい うふうに理解しますが、この特定継続世帯について、もう少し詳し く説明をお願いします。

議長

( 榊原淑友 君 )税務課長。

税務課長

( 松浦愼一郎 君 )税務課長です。

太田議員の特定継続世帯とは、というご質問でございますけども、 こちらは、国民健康保険世帯で、75歳以上となり、後期高齢者医療 制度へ移行し、国民健康保険の加入者でなくなったあと、そのまま 継続して同一の世帯に属するものを言います。その後ですね、その 特定世帯となった後、6年目から8年目までの間の世帯のことを、 特定継続世帯といいます。以上です。

議 長 ( 榊 原 淑 友 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 )「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 (榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長|( 榊原淑友 君 )起立全員です。

したがって、議案第37号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第38号「平成25年度森町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 榊原淑友 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 ) ただ今上程をされました、議案第38号「平成25年度森町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,799千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ6,693,799千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げま すので、3・4ページをお開きください。

10款 3 項 1 目、学校管理費、1,734千円につきましては、旭が丘中学校給食室棟、森中学校給食室棟及び技術室棟の構造耐震指標、いわゆるIs値でございますけども、この算定するための耐震診断業務委託料でございまして、同 3 棟は、昭和56年に改正された建築基準法に準じた設計で建設をされておりますが、この構造耐震指標、数値、いわゆるIs値が未算定であることから、早期にこの数値を把握するための経費を計上するものでございます。

6項2目、体育施設費、6,065千円につきましては、総合体育館 建設に係る基本設計及び実施設計において、基礎工事分の設計に必 要となる地質調査データを求めるための地質調査業務委託料でござ いまして、総合体育館建設候補地として、旧周智高校跡地の地質調 査を実施するものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、1・2ページ にお戻りいただきたいと思います。

19款1項1目 繰越金7,799千円は、財源調整としての計上でございます。

以上が、平成25年度森町一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

( 榊原淑友 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員

(小沢一男君)中央体育館の地質調査委託料でございますけども、基礎工事のための地質調査という事で、6,000千円、これはこれからの体育館建設に関わる基礎工事のための地質調査というご説明ですけども、この地質調査というのは、どうしてもやらなければならないと思うんですけども、もう少し詳しい、細部説明をお願いしたいと思いますけども。

議 長

長 | ( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 )細部説明でございますけども、まず、調査箇所は5ヶ所を予定しております。これは、建物を建てようとする場所でございます。それから、1ヶ所あたりの深さは、20メートルのボーリングを予定しております。なお、この周辺については、保健福祉センター、あるいは森分署がございますので、その時に行った地質調査のデータも参考にいたしますけども、その参考データだけでは、やはり不十分だという事で、直接建設する予定地についても、最低5ヶ所程度のボーリングが必要だということを、建築士等々からいただきましたので、今回お願いするものでございます。

議長

( 榊原淑友 君 )12番、小沢一男君。

12番議員

( 小沢一男 君 ) すいません、ありがとうございました。

そうすると、大変 5 ヶ所で深いところまで掘るなあと思うんですけど、これは文化財等々も関連性があるのでしょうか。文化財とか、直接関連性、これだけの地質調査っていうのは、文化財も関係ある、文化財等の埋蔵、分かる?言ってること。

議 長

( 榊原淑友 君 )社会教育課長。

社会教育

(大原直幸君)ただ今の小沢議員の質問にお答えします。

課 長

旧周智高跡地は、すでにグラウンドとして整地したあとではござますし、あそこに移設等があったという情報もありませんので、文化財とは特に関係なく、工事ができるものと思っております。以上です。

議長

( 榊原淑友 君 )他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君 )体育館建設がですね、周智高跡地ということで進んでおるようですが、そろそろですね、町民に本当にね、この周智高跡地に決めたというね、詳細をですね、もう説明してもいいんではないかというふうに考えるわけですが、それと、建設検討委員会というのは、どのような役割を今果たして、会議が行われているのか。委員も中で変わっているのではないかと、4月から、と

思うんですが、その報告もないわけですね。その辺はどんな状況でしょうか。

それから、関連しまして、体育館の跡地が、例えばこれでこっちに来ますと、空くわけですが、その後の活用っていうのは、考えておられるのか。

もう1点、今、全国では、公共施設を建設する場合に、ひとつの機能を備えたものを建てるではなくて、例えば、コミュニティセンターなどを建てたときに、幼稚園も併設して、ひとつの建物の中に、コミュニティセンターと幼稚園が併設されるような建設方法が、今全国でもとられつつあります。これは、当然経費の削減とか、子どもと地域の人達がふれあうとか、そういったものを考慮した考え方だと思うんですが、その辺はどのような話し合いがされているのかを、答弁願います。

議 長 町 長 ( 榊原淑友 君 )町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 )まず、体育館の跡地について、そろそろ公表したらどうかということでございます。今回、初めて地質調査のお願いをするわけでございまして、地質調査をする以上は、場所は特定をしないと、地質調査ができませんので、この測量予算をお願いすることによってですね、場所を特定をすると、このように思っているところでございますので、この予算が認められればですね、場所については公表をしていきたい、このように思っております。

また、その前提として、県の方もですね、県有財産の売却計画の中に、この周智高のグラウンドを、平成25年に掲げていただきましたので、我々も、その計画にのっとって取得をしたいということが発言できますし、また、その計画の中では、公共団体が希望するときには、最優先するという項目が入っておりますので、この県の県有財産の売却計画に、周智高のグラウンドが盛り込まれましたから、それを踏まえて、我々は買収をしていきたいと、ただ、買収する前提として、体育館を建設する準備を進めなくてはいけませんので、その体育館の建設のための準備として、まず地質調査の予算をお願

いしたということでございますから、この議会でお認めいただいた 後は、場所を公表していきたいと、このように思っております。以 上です。なお、この体育館の検討委員会については、副町長が会長 をしておりますので、副町長のほうから答弁をいたします。

議 長

副町長

( 榊原淑友 君 )副町長。

( 鈴木寿一 君 ) それでは、体育館の建設検討委員会の内容 というようなことでございますので、私のほうから答弁をさせてい ただきたいと思います。

検討委員があるわけでありますけども、今年の1月から5回、そ れから視察が1回ということで、6回の会合をしてございます。主 にはですね、現在の体育館の高さ、あるいは広さというところが、 主体的な検討のところでございました。委員の中には体協の関係の 方もいらっしゃいまして、その方が実際、使用の代表の方もいらっ しゃるわけでありますけども、使用している代表の方っていうのは、 バレーボールが主体の方でありましたので、外に柔道とか剣道とか やっている方もいらっしゃるというようなことで、そちらの方の意 見も体協の方から聞いていただきまして、検討をしたわけでありま すけども、全てを聞き入れると、今の体育館の倍ぐらいの広さにな ってしまうというようなことでございまして、そこらへんを色々と 検討して参りまして、大体、広さ的には今よりも若干広めになりま すけども、面積的には3,700くらいでいったらどうだろうかという ような、検討委員会としての意見がまとまりました。それで、現在 のですね、主に変わるところというところは、特にはございません けれども、メインの広場っていうのか競技場と、あとは柔道、ある いは剣道を行う格技場っていいますか、そういうもの、あるいは会 議室、事務室というところが主なものでございますので、ほとんど は今の施設と仕様的には変わるところはないというふうに思ってお ります。今のところはですね、内容についての検討ということでご ざいましたので、広さもできるだけ今の広さにあわせていきたいと いうようなこともございまして、あまり贅沢には作らないというこ

とを前提として参りましたので、広さ的にも、1割ぐらいの増というようなところでおさまっている、というようなところでございます。以上です。

議 長

町 長

( 榊原淑友 君 )町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 次に、複合施設にしたらどうかという意見でございますけども、複合施設を作るというのは、その複合施設を作る必要があると、その複合施設を一体化して作ったほうが合理的であるというときに、おっしゃるように一緒に作るという手法があろうかと思います。今、この体育館の建設に対して、特に差し迫って複合施設としなくてはいけない必然性がございませんので、複合施設にはしないということでございます。ただ、用途としては、複合施設的な使い方が可能である、特に、ここはUPZの31キロ圏外になります。避難所の施設として現有の避難施設、これは原子力発電の災害に限らずに一般災害においても、一人2平方メートル程度の避難所施設の面積が必要だということでございますので、この体育館については、災害時の避難所として使いたいと、このような複合的な用途は持っております。

それから次に、現有体育館の跡地をどうするのかということでございますけども、隣接地の会社が、自分の会社の開発計画において、あの土地を手に入れて、より拡大した生産計画をつくりたいと、是非協力をしていただきたいと、こういう申し出が町にきておりますので、できうれば、その要請に応えていきたいと、このように思っております。

議長

6番議員

( 榊原淑友 君 )6番、西田彰君。

(西田 彰 君 )副町長、委員長ということでこれるわけですけども、どうもですね、検討委員会がですね、本当に検討委員会としての役割を果たしているのか、もうどんどん並行して行ってしまっているということになると、本当に検討委員会、本来だったらこれだけの設備を作るという場合に、検討委員会がある程度の結論を出し、そして進めるというのが本来だと思うんですが、もう1月

の検討委員会ができた時点から動き始めちゃって、同じようにこう に委託して設計委託をやるとか、それとか今出てるボーリングもや るとかいうことになると、果たして私は本当に使う人の、町民の声 が本当に通るのかなというように思うんですが、建設には反対では ございません。しかし、本当にそこへ持っていくのがいいのかとい う声もありますし、また、例えば駅も新しくできるということにな ると、なんでそっちの方へ離らかしてしまうのかという声もありま す。そういった声は、意外と検討委員会の中でも話し合わせていな いようですし、また文化会館の中にある教育委員会、大分手狭なよ うな話も聞いています。教育委員会があそこに離れていて、実際職 員の人達がどのような本部と、本庁舎と対応してるか、そこにいる ものではないのでよく分かりませんが、体育館どうこうに含めれば ね、役場本庁とも近くなるし、そういうな気持ちもね、あるわけで、 そんな話し合いというものがされていないとなるとですね、実際検 討委員会どうかなというふうに思うんですが、もう一度副町長のほ う、答えお願いします。

議長

長

町

( 榊原淑友 君 )町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 )検討委員会の検討内容の質問でございます ので、会長の方から答えさせます。

議長

副町長

( 榊原淑友 君 )副町長。

( 鈴木寿一 君 )それこそ検討委員会の内容といいますとね、 やはり、今西田議員がおっしゃるように、色んな観点からというこ とよりも、むしろ競技場としての検討というところが主なものであ りまして、今おっしゃられたように、場所をうんぬんというような ことも、最初の方には検討いたしましたけれども、やはり、周智高 跡地の問題等、あるいは、街中のイベント等の駐車場というような 事の観点からも、色々とそういう面でも検討しましたけれども、や はり、一番のものは周智高跡地の利用というようなことで、県との 話の中で、だいぶ県からの、さっき町長が言いましたように、行政 機関ならばと、公共施設ならばというようなことがございましたの で、場所については周智高の跡地ということに、ある程度断定をし て決定をしてきたという経緯はございます。以上です。

議 長 ( 榊原淑友 君 )6番、西田彰君。

6番議員

(西田 彰 君 ) 最後に、それではこの体育館、最終的にど れぐらいの建設費がかかるのか、それは付帯設備である道路とか、 そういったものも含めてお答え願います。

議 長

( 榊原淑友 君 )町長、村松藤雄君。

町 長

( 村松藤雄 君 )まず建設費については、当然設計をして初 めて数字が出てくるわけでございますので、これから基本設計、実 施設計に移りますので、現段階でいくらいくらということを申し上 げることはできませんので、ご了承をいただきたいと思います。な お、議会に対しましても、基本設計から実施設計に移行するときに ですね、基本設計の段階において、計画内容をお示しをして、そし てより議会にもご理解いただけるよう努めて参りたい、このように 思うところでございます。

議 長 ( 榊原淑友 君 )他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄君)まず、中学校管理運営費の耐震診断業務委 託料、1,734千円でありますが、旭が丘中学校のランチルームと森 中のランチルームと技術室棟と、3棟について、Is値が未算定であ るため、今回調査を行うと、診断業務を委託するという説明であり ましたが、耐震診断を行わなければいけない教育施設は、この3棟 で完了なのか、今後必要なのか、その点と、今回の耐震診断は、Is 値を求めるということが目的であって、その結果新たな耐震補強の 施工等行うことがありうるのかどうか、その点をお願いいたします。

それから、総合体育館の地質調査業務委託料でありますが、建設 予定地5箇所にボーリング調査を行うということであります。この 地質調査業務委託料は、当初予算のほうでは含まれていなかったと いうことで補正に計上されていると思いますけども、当初の基本設 計のほうには、この業務が含まれていなかったのか、必要となって

今回計上されているのかという点と、それから、建物の広いグラウンドの中で、建物の建設予定地の5箇所を地質調査をするということは、すでにグラウンドのどの部分に体育館を建設するかというところまでは計画が進んでいるのかというふうに思います。先ほど町長のほうから、基本設計から実施設計に移行する際には、議会にも報告いただくということでございますが、議員の中にも、大変この総合体育館建設については関心が高いことでありますので、できますれば、中間報告なり、その都度ですね、この議場でなくても結構ですので、ご報告いただけることがありましたならば、ご報告をいただきながら、議会としても理解をしながら、共に進めていきたいと思いますので、その点はいかがかお伺いいたします。

議 長 町 長 ( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

( 村松藤雄 君 ) 実は、公立学校の耐震についてはですね、 正直私が町長に就任したときには全て完了していると、このように 思ったわけですけども、実際には体育館等々で耐震補強が済んでい なかったということで、少なくとも、昭和54年建設以前の耐震診断 をして、耐震補強をしなくてはいけない施設については、全て完了 しています。今回お願いする給食棟についてはですね、建設は54年 ですけども、設計はこの建設の地震対策を強化することを前提に設 計をして、そしてかつ、建物が平屋建てでございますので、耐震の 数値を報告しなくてはいけない施設に入っていなかったということ でございます。ただ、実は今年の3月に国の会計検査が県から受け て、当然会計検査の対象というのは、国の国庫補助金を受けて建設 するわけですけども、その中にIs値が算定されてない施設がありま してですね、このIs値が算定していないということについて指摘を 受けて、県の方から急遽ですね、全ての施設について、Is値の数値 を報告しなさいと、こういう依頼があったがゆえに、今回Is値算定 をすべく、予算をお願いするということでございます。私どもは、 少なくともこのIs値算定をしてもですね、こういう経過で建設をし てきてますので、耐震補強の必要はない、またあったとしても、ほ んのわずかな耐震補強で済むだろうと、このように思っているところでございます。また、Is値の数値が出た段階においては、議会のほうにも報告をしていきたい、このように思います。

次に、体育館の地質調査についてでございます。まず、基本設計等々の予算をお願いするときには、場所が決まっていません。場所が決まってないということは、どれだけの地質調査をしなくてはいけないかということは算定できませんので、当初の予算にお願いした、特にこの予算というのは債務負担行為でお願いした予算でございますから、契約は平成24年に契約をしているということで、予算は25年度予算ということでございます。したがって、そのような経過で予算を組んだ関係上、地質調査は元々含まれておりません。場所が決まったがゆえに、今回、補正をお願いして、地質調査をして、正確な設計をしていきたいということでございます。

次に、基本設計から実施設計に移行する間に、議会にも報告する と申し上げましたけども、中間報告でいいからいただきたいという ことでございますので、少なくとも、6月議会の折にですね、どこ まで報告できるか分かりませんけども、6月議会には、中間報告で はございますけども、議員の皆様にもお示しをしていきたい、この ように思っています。

議 長

7番議員

( 榊原淑友 君 )7番、太田康雄君。

(太田康雄君)もう1点ですね、総合体育館の地質調査に関わることですが、昨年度、公共下水道の工事において、栄町の森駅前付近で、大変こう、伏流水が湧き出るというような事態がありました。なにぶん、地表からは分かりえないことですので、その流れがどのようになっているかというのは、本当に掘ってみなければ分からないということだと思います。しかしながら、この周智高の跡地に、その伏流水の流れがあるかどうかということについての検討が、今までになされたことがあるかどうか、その点をお願いします。

議長

( 榊原淑友 君 ) 町長、村松藤雄君。

町 長 ( 村松藤雄 君 )まずこの地域の伏流水についてはですね、 ご承知のように、保健福祉センターの時、それから森分署の時、そ して、ここの役場庁舎を耐震補強するときもですね、結構伏流水が 流れました。ですから、伏流水があるという前提で、色んな対応を 検討していきたいと、このように思っております。

議 長 ( 榊原淑友 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 (榊原淑友君)「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 榊原淑友 君 )「討論なし」と認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 | ( 榊 原 淑 友 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第38号「平成25年度森町一般会計補正予算(第 1号)」は、原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

( 午前11時16分 ~ 午後1時00分 休憩 )

議 長|( 榊 原 淑 友 君 )休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第1項の 規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思 います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 ( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり、選

任することに決定しました。

日程第9、「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、森町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり、 選任することに決定しました。

日程第10、「中遠広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長|( 榊 原 淑 友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 ( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中遠広域事務組合議会議員に亀澤進君、及び中根幸男君、を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中遠広域事務組合議会議員の当

- 23 -

選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

## 議 長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました亀澤進君、及び中根幸男君、 が中遠広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました亀澤進君、及び中根幸男君、が議場に おられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第11、「東遠学園組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

## 議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

#### 議長

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

東遠学園組合議会議員に小澤哲夫君を、指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました小澤哲夫君を、東遠学園組合議会 議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました小澤哲夫君が、東遠学園組合 議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました小澤哲夫君が、議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をし ます。

日程第12、「養護老人ホームとよおか管理組合議会議員の選挙」 を行います。

選挙すべき議員の数は、1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によっ て、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。 長

> したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。

> 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。 議 長

したがって、議長が指名することに決定しました。

養護老人ホームとよおか管理組合議会議員に鈴木托治君を指名し ます。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、養護老人ホームとよおか管理組 合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 (榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

> したがって、ただいま指名しました鈴木托治君が、養護老人ホー ムとよおか管理組合議会議員に当選されました。

議

ただいま、当選されました鈴木托治君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をし ます。

日程第13、「袋井市森町広域行政組合議会議員の選挙」を行いま

選挙すべき議員の数は、3人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によっ て、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。 議 長

> したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。

> 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

長 ( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

袋井市森町広域行政組合議会議員に榊原淑友、太田康雄君、西田 彰君、を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、袋井市森町広域行政組合議会議 員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

( 榊原淑友 君 ) 「異議なし」と認めます。 議

> したがって、ただいま指名しました榊原淑友、太田康雄君、西田 彰君が、袋井市森町広域行政組合議会議員に当選されました。

> ただいま、当選されました榊原淑友、太田康雄君、西田彰君が議 場におられます。

> > - 26 -

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第14、「太田川原野谷川治水水防組合議会議員の選挙」を行います。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

太田川原野谷川治水水防組合議会議員に小沢一男君、吉筋惠治君、を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、太田川原野谷川治水水防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました小沢一男君、吉筋惠治君が、 太田川原野谷川治水水防組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました小沢一男君、吉筋惠治君が議場におられます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をし

ます。

日程第15、「中東遠看護専門学校組合議会議員の選挙」を行いま す。

選挙すべき議員の数は、2人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

(榊原淑友君)「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中東遠看護専門学校組合議会議員に片岡健君、及び伊藤和子君、を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した者を、中東遠看護専門学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 榊原淑友 君 )「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました片岡健君、及び伊藤和子君が、 中東遠看護専門学校組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました片岡健君、及び伊藤和子君が議場にお られます。

森町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 平成25年5月森町議会臨時会を閉会します。

( 午後1時11分 閉会 )

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成25年 5月 8日

森町議会臨時議長

森町議会議長

会議録署名議員

同 上